

令和2年7月17日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
(うち電動リフト1件、リチウム電池内蔵充電器1件、
自転車1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
(うちリチウム電池内蔵充電器1件、電気ストーブ1件、
電子レンジ1件、自転車1件、オーブントースター1件、
ノートパソコン1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）
担 当：加藤、鈴木、豊田
電 話：03(3507)9204（直通）
F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202000250	令和2年4月7日	令和2年7月13日	電動リフト	FLW03-0814J	花岡車輛株式会社	重傷1名	当該製品に車いすを乗せようとしたところ、転倒し、負傷した。現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年7月3日
A202000251	令和2年6月5日	令和2年7月13日	リチウム電池内蔵充電器	LP-MBY78SV	株式会社MSソリューションズ (輸入事業者)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	神奈川県	令和2年6月25日に消費者安全法の重大事故として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年7月7日
A202000253	令和2年6月4日	令和2年7月14日	自転車	7.5FX	トレック・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、当該製品のフォークコラムが破損し、転倒、負傷した。現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年7月1日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000252	令和2年4月24日	令和2年7月13日	リチウム電池内蔵充電器	火災	火災報知器が作動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年7月8日
A202000254	令和2年6月29日	令和2年7月15日	電気ストーブ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和2年7月16日に消費者安全法における重大事故として公表済
A202000255	令和2年7月1日	令和2年7月15日	電子レンジ	火災	店舗で当該製品から発煙する火災が発生した。使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202000256	令和2年4月29日	令和2年7月15日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前かごが外れ、前タイヤに挟まったため、転倒、顔を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故を認識したのは令和2年7月2日
A202000257	令和2年6月29日	令和2年7月15日	オーブントースター	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を汚損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202000258	令和2年7月2日	令和2年7月15日	ノートパソコン	火災	店舗で当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電動リフト（管理番号：A202000250）



リチウム電池内蔵充電器（管理番号：A202000251）



自転車（管理番号：A202000253）

